

令和5年1月23日付けの改訂内容は
下線部分です。

令和2年5月29日策定
(一部改訂 令和5年1月23日)

長崎市文化振興課

長崎ブリックホールにおける新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン

(適用期間：令和2年9月19日～当面の間)

このガイドラインは政府の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」([令和4年11月25日](#)) 新型コロナウイルス感染症対策本部決定。以下「対処方針」という。)を踏まえて発行された業種ごとのガイドラインに鑑み、長崎市の方針等に基づいて、長崎ブリックホールで行われるすべての活動において、新型コロナウイルス感染拡大予防対策として遵守すべき事項を整理したものである。なお、本ガイドラインは、感染拡大の動向や対処方針の改訂等を踏まえ、必要に応じて適宜改訂を行うものとする。

なお、長崎ブリックホール指定管理者(以下「指定管理者」という。)及び当該施設でコンサート、発表会、講演会、会議、練習等の公演等を主催する者(以下「主催者」という。)は、地域の芸術文化振興及び国際交流の推進拠点施設であること、並びに対処方針の趣旨・内容を十分に理解した上で、本ガイドラインに示された「感染防止のための基本的な考え方」及び「講ずべき具体的な対策」を踏まえ、個々の施設やイベントの規模や態様等も考慮した創意工夫も図りつつ、新型コロナウイルス感染拡大予防に取り組むこととする。

1 感染防止のための基本的な考え方

市及び指定管理者、主催者は、施設の特性や公演等の規模や態様を十分に踏まえ、施設内及びその周辺地域において、施設の管理・運営に従事する者(以下「従事者」という。)、施設に来場する者(以下「来場者」という。)、出演者及び公演等の開催に携わるスタッフ(主催者を除く。以下「公演等関係者」という。)への新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため、必要となる負担を考慮に入れながらも最大限の対策を講じる。

特に、①密閉空間(換気の悪い密閉空間である)、②密集場所(多くの人が密集している)、③密接場面(互いに手を伸ばしたら届く距離での会話や発声が行われる)という3つの条件(いわゆる「三つの密」)のある場では感染拡大のリスクが高いと考えられ、これを避けることなどを徹底し、以下の具体的な対策を講じる。

2 施設内のリスク対策

(1) 接触感染の防止

他者と共有する物品や[不特定多数が頻繁に](#)触れる場所と接触の頻度を減少させる。

例 会議机、椅子の背もたれ、ドアノブ、電気のスイッチ、電話、エレベーターのボタン等

(2) 飛沫感染の防止

施設における換気の状態を考慮しつつ、人と人との距離や位置、方向、施設内での大声での対話等が頻発する場所の状態を把握し、対策を講じる。

(3) 集客施設としての対策

開催にあたっては、大規模な人数の移動が見込まれるか、施設内での入退場が長時間滞留せず、人と人の距離が一定程度確保できるかどうか等について、これまでの施設の来場実績等に鑑み、対策を講じる。

(4) 地域における感染状況の把握

地域の生活圏において、地域での感染状況や医療環境を踏まえた施設管理への影響を想定し、対策を講じる。

3 施設内の各所及び従事者等の対応策

(1) 館内

ア 施設の開館の際には、施設内の不特定多数が触れやすい場所の消毒を行うとともに、施設内の換気について十分な対応を行う。

イ 公演等の前後及び公演等の休憩中に、会場内の換気を行う。また、主催者と調整の上、公演中も定期的に適切な換気を行う。

ウ 手洗い・手指の消毒を励行するとともに、施設の入口に、手指消毒用の消毒液を設置する。

エ 受付等において、換気に注意したうえで取扱者はマスク着用や手指の消毒等必要な対策を適宜行う。

オ 入場時等に検温を実施し、発熱等の症状がある者は施設の利用を控えてもらうようにする。

(2) エントランス、ラウンジ、休憩スペース等

ア 対面での飲食（エントランスは不可）、会話等を回避するよう表示する。

イ 公演等の前後及び休憩中に、人が滞留しないよう、段階的な会場入り等の工夫を行う。

ウ 人と人との一定の間隔を確保する。

エ 常時換気を行う。

オ テーブル、椅子等の物品の消毒を定期的に行う。

(3) 地球市民ひろば

ア 対面での会話等を回避するよう表示する。

イ 公演等の前後及び休憩中に、人が滞留しないよう、段階的な会場入り等の工夫を行う。

ウ 人と人との一定の間隔を確保する。

エ 常時換気を行う。

オ テーブル、椅子等の物品の消毒を定期的に行う。

(4) ギャラリー

原則、展示のみの利用とし、間隔をあけた作品配置を行う。

(5) 更衣室

ア 更衣室を利用する際は、交代で入室するなど、一度に多数の利用者が着替え等を行わないようにする。

イ 更衣室内で複数の利用者が触れると考えられる場所（ドアノブ、ロッカー取手、テーブル、椅子等）については、こまめに消毒する。

(6) トイレ

ア 不特定多数が接触する場所（便座、床、ドアノブなど）は、清掃・消毒を行う。

イ トイレの蓋を閉めて汚物を流すよう表示する。

ウ トイレの混雑が予想される場合は、できるだけ間隔を明けて整列するよう表示するとともに、主催者に対して一定の間隔を空けた整列を促すよう要請する。

エ 清掃者はマスクや手袋の着用を徹底し、作業を終えた後は手洗いをを行う。

(7) エレベーター、エスカレーター

ア 不特定多数が接触する場所（押しボタンや手すりなど）は、清掃・消毒を行う。

イ エレベーター内が過密状態にならないよう乗車人数を制限する。また、来場者に対し、注意を喚起する表示を行う。

ウ エスカレーターには、一定の間隔を空けて乗る。また、来場者に対し、注意を喚起する表示を行う。

(8) 従事者に関する感染防止策

ア 施設の管理・運営に必要な最小限度の人数とするなど、シフトローテーションを工夫する。

イ マスク着用（熱中症等の対策が必要な場合を除く）や手指消毒を徹底する。

ウ ユニフォームや衣服はこまめに洗濯する。

エ 出勤前に自宅等での検温を励行し、発熱がある場合には自宅待機等の対応を行う。さらに、発熱の他に、次の症状に該当する場合も、自宅待機とする。

咳、喉の痛み、呼吸困難、全身倦怠感、咽頭痛、鼻汁・鼻閉、味覚・嗅覚障害等

- オ 指定管理者は、従事者の緊急連絡先や勤務状況を把握する。
- カ 従事者に感染が疑われる場合には、保健所の聞き取りに協力し、必要な情報提供を行う。

(9) 周知・広報

感染予防のため来場者・従事者に対して次の点について周知する。

ア 咳エチケット、マスク着用、手洗い・手指の消毒の徹底。

イ 社会的距離の確保と徹底。

ウ 次の症状に該当する場合、来場を控えること。

発熱、咳、喉の痛み、呼吸困難、全身倦怠感、咽頭痛、鼻汁・鼻閉、味覚・嗅覚障害等

エ 差別防止の徹底

(10) 保健所との関係

施設における感染予防対策及び感染の疑いのある者が発生した場合には速やかに連携が図れるよう、所轄の保健所との連絡体制を整える。

(11) 感染防止対策の確認

原則、申請の都度、開催条件チェックリストを作成・提出させること。(別添様式)

また、許可の際には感染防止対策が実行されているかどうか、必要に応じて活動中に確認することを利用者に伝え、協力をいただくこと。

4 各施設の利用制限

(1) イベント等開催の判断基準

イベント等の開催の判断については、長崎県が定めた「感染防止策チェックリスト(別紙1)」の内容をすべて担保できるものについて開催可能とする。

また、チェックリストについては指定管理者に提出すること。

なお、「感染防止安全計画」を策定済みのイベントについては、チェックリストの代わりに「感染防止安全計画」を指定管理者に提出すること。

※イベントを開催する際は、主催者は長崎県が策定した感染防止対策チェックリストを作成し、ホームページやSNS、イベント会場における掲示などで公表するとともに、イベント終了から1年間保管する等の手続きが必要です。

詳しくは長崎県ホームページ等でご確認ください。

(2) 収容定員

施設	①大声で歓声、声援等がないことを前提としうる催物	②大声での歓声、声援等が想定される催物
	収容定員	収容定員の半分 (条件により半分以上を上回ることもある)
大ホール	2,002 人	1,000 人
国際会議場	①542 人 (ステージなし) ②426 人 (ステージあり)	①271 人 ②213 人
会議室 (1 部屋)	33 人 (スクール形式)	16 人
会議室 (2 部屋)	66 人 (スクール形式)	33 人
会議室 (3 部屋)	99 人 (スクール形式)	49 人
会議室 (4 部屋)	132 人 (スクール形式)	66 人
会議室 (5 部屋)	165 人 (スクール形式)	82 人
練習室 1	①90 人 (椅子のみ) ②30 人 (机・椅子なし)	①45 人 ②15 人
練習室 2	①90 人 (椅子のみ) ②30 人 (机・椅子なし)	①45 人 ②15 人
練習室 3	①60 人 (椅子のみ) ②20 人 (机・椅子なし)	①30 人 ②10 人
リハーサル室	①252 人 (椅子のみ) ②100 人 (机・椅子なし)	①126 人 ②50 人
特別室 1	19 人	10 人
特別室 2	20 人	10 人
特別室 3	20 人	10 人
和室 1	20 人	10 人
和室 2	20 人	10 人
茶室	4 人	2 人
楽屋 1	12 人	6 人
楽屋 2	12 人	6 人
楽屋 3	11 人	5 人
楽屋 4	5 人	2 人
楽屋 5	7 人	3 人
楽屋 6	5 人	2 人
楽屋 7	12 人	6 人

楽屋8	10人	5人
楽屋9	14人	7人

(3) 大ホール

- ア 一度に舞台を使用する出演者数は催物の種類により異なるため、事前に指定管理者と協議すること。
- イ 客席利用者は大声で歓声、声援等がないことを前提としうる場合は収容定員を上限とし、大声での歓声、声援等が想定される場合等には半分以下とする。
- ウ 人と人との一定の間隔を確保して使用する。
- エ 移動の際は人と人との一定の間隔を確保する。

(4) 国際会議場

- ア 会場を使用する人数は、大声で歓声、声援等がないことを前提としうる場合は収容定員を上限とし、大声での歓声、声援等が想定される場合等には舞台を含め収容定員の半分以下を原則とする。
- イ 人と人との一定の間隔を確保して使用する。
- ウ 移動の際は人と人との一定の間隔を確保する。

(5) リハーサル室、練習室（窓なし）

- ア 清掃、消毒、換気を徹底的に実施する。
 - イ 利用開始前後に利用者は手洗いや手指の消毒を行う。
 - ウ 常時空調による換気を行う。
 - エ 音漏れ防止のため、練習中はドアを開けないが、休憩中などに開け換気を行う。
 - オ 練習中のマスクの着用は参加者等の判断によるものとするが（※）、着替えやミーティングなど練習を行っていない間、特に会話をするときにはマスク等の飛沫感染防止対策を行うこと。
- （※）マスク（特に外気を取り込みにくいN95などのマスク）を着用して運動を行った場合、十分な呼吸ができず、人体に影響を及ぼす可能性があることに留意すること。また、マスク着用により熱中症のリスクが高まることも留意すること。
- カ タオル等の共有は行わない。

(6) 会議室、和室、茶室、特別室（窓あり）

- ア 清掃、消毒、換気を徹底的に実施する。
- イ 利用開始前後に利用者は手洗いや手指の消毒を行う。
- ウ 常時空調による換気を行う。

- エ 適宜、窓とドアを開けて換気を行う。
- オ 利用者は熱中症等の対策が必要な場合を除きマスクを着用し、飛沫感染防止対策を行うこと。

(7) 楽屋（窓なし）

- ア 清掃、消毒、換気を徹底的に実施する。
- イ 利用開始前後に利用者は手洗いや手指の消毒を行う。
- ウ 常時空調による換気を行う。
- エ 利用者は熱中症等の対策が必要な場合を除きマスクを着用し、飛沫感染防止対策を行うこと。
- オ 使い捨ての紙皿やコップ等を使用する。

5 主催者が講じるべき具体的対策

コンサート、発表会、講演会等の公演等が開催される場合には、次の措置を講じることとし、その際、措置を講じるべき主体は主催者であることに留意し、指定管理者等の協力のもと、実施することとする。

【開催前の対策】

(1) 入場制限

- ア 密集を回避するための工夫や密な状況を発生させない工夫の導入を検討する。
 - (ア) 開場・休憩時間の延長
 - (イ) 入場時のチケット確認（もぎり）の簡略化
 - (ウ) 入場待機列の設置、一定の間隔の確保
 - (エ) 日時や座席の指定予約による人数調整
 - (オ) 大人数での来場の制限
- イ 主催者が払い戻しの措置等を規定するなど、有症状者の出演・入場を確実に防止するための措置を徹底すること。

【開催当日】

(1) 周知・広報

感染予防のため、指定管理者との協力の上、来場者に対し次のことについて周知する。

- ア 咳エチケット、マスク着用（熱中症等の対策が必要な場合を除く）及び定期的な手洗い・手指の消毒の徹底。
- イ 人と人との一定の間隔を確保する。
- ウ 次の症状に該当する場合、来場を控えること。
発熱、咳、喉の痛み、呼吸困難、全身倦怠感、咽頭痛、鼻汁・鼻閉、味覚・嗅覚障害等

エ イベントに参加する前後には、移動中や移動先における感染防止のための適切な行動をとること。

オ 交通機関・飲食店等の分散利用を呼び掛ける。

(2) 来場者の入場時の対応

ア 以下の場合には、入場しないよう要請する。

- ① 検温の結果、発熱があった場合（37.5℃以上を目安）
- ② 咳・咽頭痛などの症状がある場合
- ③ 新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との濃厚接触がある場合
- ④ 過去**7日**以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国・地域への訪問歴及び当該在住者との濃厚接触がある場合

イ 事前に余裕を持った入場時間を設定し、券種やゾーンごとの時間差での入場、開場時間の前倒し等の工夫を行う。

ウ 入待ちはしないよう呼び掛ける。

エ 十分な消毒が行えない備品の貸し出しは行わない。

オ パンフレット・チラシ・アンケート等は極力手渡しによる配布は避ける。

カ プレゼント、差し入れ等は控えるよう呼び掛ける。

キ マスクを持参していない来場者がいた場合は主催者側がマスクを配布する。

(3) 公演会場内の感染防止策

ア 接触感染や飛沫感染を防止するため、消毒や換気の徹底、マスク着用と会話抑制等、複合的な予防措置に努める。

イ 座席は原則として指定席にするなどして、適切に感染予防措置がとれる席配置とするよう努める。

ウ 座席の最前列席は舞台前から十分な距離を取り、演者が発声する場合は、舞台から観客の間隔を水平距離で2m程度（最低でも1m）確保する。

エ 公演中の来場者同士の接触は控えていただくよう周知するほか、座席のひじ掛けの使用についても、左右いずれかに統一する。

オ 来場者と接触するような演出（声援を惹起する、来場者をステージに上げる、ハイタッチをする等）や休憩時間等は演者等と来場者が接触することは行わないようにする。

カ 場内における大声での会話は控えていただくよう周知する。

キ 事前に密集状況が発生しないように余裕を持った休憩時間の設定や人員の配置、導線の確保等をし、トイレなどの混雑の緩和に努める。

ク 大声を出す者がいた場合、個別に注意、対応等ができるよう人員を配置するなど体制を整備する。

(4) 公演等関係者の感染防止策

ア 公演等の運営に必要な最小限度の人数とすること。

イ 各自検温を行うこととし、発熱がある場合には自宅待機とする。

さらに、発熱の他に、次の症状に該当する場合も、自宅待機を促すこと。

咳、喉の痛み、呼吸困難、全身倦怠感、咽頭痛、鼻汁・鼻閉、味覚・嗅覚障害等

ウ 主催者は、従事者の緊急連絡先や勤務状況を把握すること。

エ 表現上困難な場合や熱中症等の対策が必要な場合を除き原則としてマスク着用を求めるとともに、出演者間で一定の間隔をとるようにすること。また、公演等の前後の手指消毒を徹底すること。

オ 楽屋等では使い捨ての紙皿やコップを使用すること。

カ 仕込み・リハーサル・撤去等において、十分な時間を設定し、密な空間の防止に努めること。

キ その他、稽古や仕込み・撤去等においても十分な感染防止措置を講ずること。

ク 公演等関係者に感染が疑われる場合には、保健所等の聞き取りに協力し、必要な情報提供を行うこと。

ケ 公演等を開催する前後には、移動中や移動先における感染防止のための適切な行動（例えば、業務上必要のない外出等による感染リスクのある行動の回避）をとること。

(5) 感染が疑われる者が発生した場合の対応策

ア 速やかに別室へ隔離を行う。

イ 対応する者は、マスクや手袋の着用を徹底する。

ウ 来場を控えてもらうケースを十分に説明し、来場を控えてもらう。

(6) 物販

ア 現金での取り扱いをできるだけ減らす。

例 オンラインの販売やキャッシュレス決済

イ パンフレット等の物販を行う場合、一定の間隔を空けて整列する。

ウ ユニフォームや衣服はこまめに洗濯する。

エ 対面販売をする者は、マスク着用や手指消毒を行う。

オ 多くの者が触れるようなサンプル品・見本品については使用の都度消毒を行う。

(7) 来場者の退場時の対応

ア 事前に余裕を持った退場時間を設定し、券種やゾーンごとの時間差での退場等の工夫を行う。

- イ 出待ちや面会等はしないよう呼び掛ける。
- ウ 交通機関・飲食店等の分散利用を呼び掛ける。

【開催後】

感染者が発生した場合、その旨ホームページ等を活用した参加者への迅速な周知を行う。
また、保健所等による聞き取りに協力する。

【参考】

業種ごとの感染拡大予防ガイドライン（内閣官房HP）

<https://corona.go.jp/prevention/pdf/guideline.pdf>

〈劇場、演劇場〉

「劇場、音楽堂等における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」

（公益社団法人全国公立文化施設協会）

「音楽コンサートにおける新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン

（無観客公演関係）」

「音楽コンサートにおける新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン

（有観客公演）」

（一般社団法人コンサートプロモーターズ協会、一般社団法人日本音楽事業者協会、
一般社団法人日本音楽制作者連盟）

「クラシック音楽公演における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」

（クラシック音楽公演運営推進協議会）

「舞台芸術公演における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン」

（緊急事態舞台芸術ネットワーク）

「合唱活動における新型コロナウイルス感染症拡大防止のガイドライン」

（一般社団法人全日本合唱連盟）

〈展示会、展示場〉

「展示会業界における COVID-19 感染拡大予防ガイドライン」

（一般社団法人日本展示会協会）

〈集会場、公会堂〉

「新型コロナウイルス感染症禍における MICE 開催のためのガイドライン」

（一般社団法人日本コンベンション協会（MICE））

〈体育館、運動施設〉

「社会体育施設の再開に向けた感染拡大予防ガイドライン」（スポーツ庁）

〈遊興施設〉

「カラオケボックス等の歌唱を伴う飲食の場における新型コロナウイルス感染拡大予防
ガイドライン」

（一般社団法人日本カラオケボックス協会連合会、一般社団法人カラオケ使用者連
盟、一般社団法人全国カラオケ事業者協会）

マスクの着用について（厚生労働省HP）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kansentaisaku_00001.html

【過去の改訂履歴】

一部改訂 令和2年6月18日

一部改訂 令和2年7月28日

一部改訂 令和2年9月18日

一部改訂 令和2年11月19日

一部改訂 令和3年2月27日
一部改訂 令和3年4月30日
一部改訂 令和3年6月28日
一部改訂 令和3年8月31日
一部改訂 令和3年10月29日
一部改訂 令和4年6月8日
一部改訂 令和4年8月5日
一部改訂 令和5年1月23日